小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２６年（再イ）第１９号

神奈川県横須賀市長沢２丁目９番５号　サニーフラット102、認可決定時の住所　神奈川県横須賀市追浜南町３丁目４番地　オレンジハウス102

再生債務者　大橋　　渉

1　決議に付する変更再生計画案　平成30年６月８日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成30年７月６日まで

平成30年６月15日

横浜地方裁判所横須賀支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第３７号

盛岡市緑が丘２丁目14番20号

再生債務者　分枝　勝己

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成30年６月18日

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再イ）第２２３号

埼玉県戸田市笹目７丁目17番地の12

再生債務者　江口　利行

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年６月19日

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第５号

兵庫県尼崎市東園田町５丁目117番地の１　ラウレア505

再生債務者　山内　　修

1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月９日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月17日から平成30年７月30日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成３０年（再ロ）第２号

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1191番地６

再生債務者　藤田　晋也

1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月10日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月24日から平成30年７月31日まで

鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（再ロ）第１００２８号

埼玉県北本市中丸５―659―２

再生債務者　泉　誠一郎

1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月27日から平成30年８月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１００１９号

東京都板橋区幸町１―10―305

再生債務者　植村　　隆

1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月17日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月30日から平成30年８月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１００４３号

東京都江東区辰巳１―１―13―201（住民票上の住所）宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井1922―５センチュリーハイツ３号棟

再生債務者　七高　光明

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年７月２日まで

平成30年６月15日

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１号

三重県津市上弁財町13番24号　ラフィーネ203号室

再生債務者　村田　真人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年６月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年７月10日まで

平成30年６月19日　　津地方裁判所再生係

平成２９年（再ロ）第１０号

兵庫県西宮市山口町上山口３―14―19　森田方

再生債務者　小坂　悦子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年７月10日まで

平成30年６月19日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成３０年（再ロ）第３号

千葉市若葉区桜木４丁目17番84号　ラ・スリーズＥ棟202号

再生債務者　大澤　浩忠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月18日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再ロ）第５号

埼玉県加須市旗井529番地７

再生債務者　島田　優希

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月19日

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１５年（再ロ）第１０４６５号

東京都八王子市別所２―47―２―408（認可決定時の住所）東京都八王子市泉町1467―16

再生債務者　小林　良光

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成16年６月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年６月18日

東京地方裁判所民事第20部

教育職員免許状取上げ処分公告

次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

平成30年６月27日　　神奈川県教育委員会

1　取上げ処分を行った免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

(1)　高等学校教諭一種免許状、音楽、平28高一種第962号、平成29年３月31日、神奈川県教育委員会

(2)　中学校教諭一種免許状、音楽、平28中一種第703号、平成29年３月31日、神奈川県教育委員会

2　処分年月日　平成30年５月14日

3　処分事由　教育職員免許法第11条第３項

4　処分の対象となった者の氏名及び本籍地

三橋　拓弥　神奈川県

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年八月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年四月二十四日

掲載頁　三十七頁（号外第九十一号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年四月二十四日

掲載頁　三十九頁（号外第九十一号）

平成三十年六月二十七日

茨城県稲敷郡阿見町若栗三三四五番地一

(甲)　株式会社我見工業

代表取締役　富山　貴行

茨城県稲敷市江戸崎甲六八四番地一

(乙)　エー・イー・エム株式会社

代表取締役　我妻　政志